

第2号議案

大分県立図書館利用規則の一部改正について

大分県立図書館利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年一月九日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

大分県立図書館利用規則の一部を改正する規則

大分県立図書館利用規則（平成七年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「午後八時まで」を「午後七時まで」に改める。

第三条第一号を次のように改める。

一月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

第三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

職員のワーク・ライフ・バランスを推進し県立図書館の安定的な運営を維持するため、開館時間及び休館日を見直したいので提案する。

○

大分県立図書館利用規則（平成七年大分県教育委員会規則第一号）

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

第一条 (略)  
(開館時間)

第二条 図書館の開館時間は、午前九時から午後七時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前九時から午後五時までとする。

(休館日)

## 第三条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

一 月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

(削る)

二 十二月二十八日から同月三十一日まで及び翌年の一月一日から同月四日まで

三 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第三条第一号に規定する図書館資料（以下「資料」という。）の整備期間（一年間を通じて十五日以内で大分県立図書館長（以下「館長」という。）が定める期間）

## 第四条～第三十条 (略)

現 行

第一条 (略)  
(開館時間)

第二条 図書館の開館時間は、午前九時から午後八時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前九時から午後五時までとする。

(休館日)

## 第三条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

一 各月の第一月曜日及び第三月曜日（第五月曜日がある場合にあっては、第一月曜日、第三月曜日及び第五月曜日とする。）。ただし、その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日

二 第二月曜日又は第四月曜日が休日に当たるときは、その翌日

月四日まで

三 十二月二十八日から同月三十一日まで及び翌年の一月一日から同月四日まで

四 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第三条第一号に規定する図書館資料（以下「資料」という。）の整備期間（一年間を通じて十五日以内で大分県立図書館長（以下「館長」という。）が定める期間）

## 第四条～第三十条 (略)

## 参考資料

## 大分県立図書館の休館日・開館時間及び利用規則の見直し等について

## 1 見直しの経緯

大分県立図書館（以下「県立図書館」という。）では、ＩＣＴの急速な進展などにより情報の取得方法が多様化する中、様々なニーズに応じて的確なサービスが提供できるよう「専門性」、「多様性」及び「広域性」をコンセプトに、県内公立図書館・学校図書館、公民館のみならず、他の行政機関や民間団体とも連携を進めつつ、仕事やくらし、また、地域社会の課題解決に役立つサービスを提供してきた。

しかしながら、ワークライフバランス推進の考え方方が世の中で定着する中、今後の図書館運営を考えた場合、現状の職員体制では、これまで同様のサービスを維持し続けることが困難な状況になると見込まれる。

そのため、休館日及び開館時間を九州各県並みに見直すことなどについて、令和7年2月から1か月間パブリックコメントを実施したほか、大分市と大分市民図書館等での経由返却の協議も行うなど検討を進めてきた。

## 【九州各県立図書館の休館日・開館時間】

## 1 休館日

県名	内容	毎週1日	その他	+ 毎月1日
福岡県	毎週月曜 毎月末日	○		○
佐賀県	毎月最終水曜		○	
長崎県	毎週月曜 毎月末日	○		○
熊本県	毎週火曜 毎月最終金曜	○		○
宮崎県	毎週月曜	○		
鹿児島県	毎週月曜 毎月25日	○		○
沖縄県	毎週火曜	○		
大分県	第1・3・5月曜		○	
計		6	2	4

## 2 開館時間

県名	曜日	開館時間	平日の閉館時間		
			~19:00	~20:00	~21:00
福岡県	平日・土	9:00~19:00			
	日	9:00~17:00	○		
佐賀県		9:00~20:00		○	
長崎県	平日	10:00~20:00			
	土・日	10:00~18:00		○	
熊本県	平日	9:30~19:00			
	土・日	9:30~17:15	○		
宮崎県		9:00~19:00	○		
鹿児島県	平日・土	9:00~21:00			
	日	9:00~17:00			○
沖縄県		9:00~20:00		○	
大分県	平日	9:00~20:00			
	土・日	9:00~17:00		○	
計			3	4	1

## 2 県立図書館の現状・課題

- (1) 曜日、時間ごとの利用者数を比較した場合、月曜日と平日19時以降が最も少ない。
- (2) 年末年始を除き土日祝日は17時、平日は20時まで交代制勤務により運営している。このため、職員自身や家族に急な病気が発生した場合は他の職員が代替する必要があるなど職員の身体的負担が大きく、また、生活リズムの維持が難しい状況がある。
- (3) 大分市居住者を除く利用者は、県立図書館で借りた本を最寄りの公立図書館でも返却できるが、大分市居住の利用者は遠隔地であっても県立図書館へ直接返却するのみとなっている。

## 3 パブリックコメントの結果

意見提出者41人から49件の意見

〈うち賛成32件(65.3%)、反対14件(28.6%)、その他3件(6.1%)〉

### 主な賛成意見

- ・働き方改革や経費削減の観点から、休館日および開館時間の見直しに賛成
- ・働き方改革が進むことでサービスの質の向上が期待できるので、賛成

### 主な反対意見

- ・毎週月曜の休館はやめてほしい
- ・平日夜しか利用できない人もいるため、平日20時や21時まで開けてほしい
- ・県立図書館の職員が自分たちの負担を市民図書館に押し付ける側面もある。
- これらを十分に考慮して決定すべき
- ・人手不足を理由にするのではなく、必要な人員を確保すべき

## 4 大分市との協議結果

佐賀関と野津原について、大分市内の中でも県立図書館から遠く、高齢化が進んでいること、また、現行の体制で対応が可能と考えられることから、令和8年4月1日から公民館での返却サービスの実施に協力いただけたことになった。

## 5 今回の見直し内容

上記の現状・課題を踏まえ、今回、次の見直しを行うこととする。

(1) 定期休館日を毎週月曜日とする。

(月曜日が休日の場合はその日後直近の休日でない日)

(2) 平日の開館時間を1時間短縮する。

(3) 大分市の佐賀関公民館及び野津原公民館において、県立図書館で借りた本を返却できるようにする。

### 【現 行】

	平日	土・日・祝
開館時間	9時～20時	9時～17時
休館日	第1・3・5月曜日	

### 【見直し後】

	平日	土・日・祝
開館時間	9時～ <u>19時</u>	9時～17時
休館日	月曜日	

## 6 施行期日

令和8年4月1日（公布日 令和8年1月20日）

※ 令和8年3月末までの休館日等を公開済みであること、利用者への周知期間が必要であることから、令和8年4月1日付け施行とする。